少数株主利益（又は少数株主損失）	
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
少数株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

1　生命保険株式会社にあっては上記の⑷により、損害保険株式会社にあっては上記の⑸により記載すること。

2　次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

⑶　１株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）

⑷　以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

3　特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の６の２その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。

4　中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

5　法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

7　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

⑹　（生命保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険料等収入	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金等収入）	
（うち特定取引収益）	
（うち商品有価証券運用益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち特別勘定資産運用益）	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
（うち保険金）	
（うち年金）	
（うち給付金）	
（うち解約返戻金）	
責任準備金等繰入額	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
（うち社員配当金積立利息繰入額）	
資産運用費用	
（うち支払利息）	
（うち特定取引費用）	
（うち商品有価証券運用損）	
（うち金銭の信託運用損）	
（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
（うち特別勘定資産運用損）	
事業費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純剰余（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税及び住民税等	